

(別紙)

指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項について

令和6年8月29日付け20240822保第9号にて、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）第12条第3項の規定に基づき、意見を聴かれた指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項（以下単に「判断の基準」という。）に係る告示案については、現在の案で公布に向けた手続を進めることに異存はないが、今後以下の点を検討されたい。

現在、2050年カーボンニュートラルの目標に向け、次期NDC及び新たな地球温暖化対策計画の検討が進められており、HFCsの排出削減対策についても更なる強化が必要であること、冷凍空調分野からの温室効果ガス排出量の増加に対し世界的な取組が進みつつあること、諸外国においてより野心的な規制が導入されていること等の現状に鑑み、本年5月に閣議決定された第6次環境基本計画にも定められたとおり、我が国においても早期のノンフロン・低GWP化への移行が必要不可欠である。

また、法に基づく「フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針」（平成26年経済産業省・国土交通省・環境省告示第87号）において、フロン類を中長期的には廃絶することを目標としつつ、既にフロン類代替物質を使用した製品等がある用途については、フロン類の使用を期限を定めて規制することとしている。

さらに、令和4年6月の「平成25年改正フロン排出抑制法の施行状況の評価・検討に関する報告書」（産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG・中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会）において、「指定製品機器のセグメントを細分化することによって低GWP化が困難である製品を特定し、それ以外の製品についていち早く指定製品化を進めるよう、（中略）きめ細かな指定製品化を推進していくべきである」とされている。

そのような中、コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニットの目標値については、今般新たに二つの区分に分けた上で設定を行うこととされている。

しかるに、例えば、別置型ショーケースについては、フロン類を使用する機器の中で相対的に排出量が多く、その排出抑制が重要である一方、CO₂を冷媒とする製品も既に上市されている。今般の案では別置型ショーケースを区分した目標は設定されていないが、セグメントを細分化することにより、より高い目標値・より早い目標年度を設定し、更なる低GWP化を早期に進めることを検討さ

りたい。

また、平成 26 年 8 月に示された「改正フロン法における指定製品の対象と指定製品製造業者等の判断の基準について 中間とりまとめ」において、家庭用ヒートポンプ給湯器を指定製品の対象にしない理由について、「現状、フロン類を使用した製品の出荷がない。今後、(中略) 指定要件を満たした際には環境影響度を考慮して指定について検討する。」とされている。その後、フロン類を使用した家庭用ヒートポンプ給湯器が出荷されることとなり、現在も出荷されていると承知しているが、指定製品の対象とすることを検討されたい。

さらに、業務用ヒートポンプ給湯器については、今回の改正で中央方式エアコンディショナーの一部として目標を設定することであるが、CO₂を冷媒とする製品が既に多く上市されていることから、セグメントを細分化することにより、より高い目標値・より早い目標年度を設定し、更なる低 GWP 化を早期に進めることを検討されたい。

エアコンディショナーについては、今般の改正により、多くの機器について R32 を想定とした目標が設定されることとなるが、2050 年カーボンニュートラルの目標に向け、R32 の代替冷媒が必要であり、貴省において候補を検討中と承知している。エアコンディショナーに係る目標値の更なる深掘りに向け、代替冷媒(その分解生成物を含む)による人への健康影響や環境影響を含む安全性に十分留意しつつ、我が国の国際競争力強化の観点も含め、世界の温室効果ガス排出削減に貢献するため、可能な限り速やかに実用化に向けた検討を進められたい。